

奈良県告示第二百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			縦覧場所
区域の名称	区域		区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	
三郷町勢野 東（〇〇二） 急傾斜地	次の平面図 のとおり		三郷町勢野 東（〇〇二） 急傾斜地 崩壊特別警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所 及び三郷町役場総務課
三郷町勢野 東（〇〇三） 急傾斜地	次の平面図 のとおり		三郷町勢野 東（〇〇三） 急傾斜地	次の平面図 のとおり	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所 及び三郷町役場総務課

崩壊警戒区		崩壊特別警戒区域			役場総務課
-------	--	----------	--	--	-------

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。